

『福島県原子力損害対策協議会』

原子力災害の賠償等に関する緊急要望活動結果【概要】

□日 時 平成23年7月21日（木） 8：15～17：50

□要 望 者 会 長 佐藤 雄平（福島県知事）
副 会 長 庄條 徳一（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会長）
副 会 長 佐藤 正博（福島県町村会長、西郷村長）
副会長代理 田中 清一郎（福島県商工会連合会副会長、双葉町商工会長）
副会長代理 富塚 宥暲（福島県市長会、田村市長）
県原子力損害対策担当理事 鈴木 正晃

□要 望 先 内閣総理大臣、文部科学大臣、民主党、自民党、公明党、県選出国會議員
内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室長
文部科学省研究開発局長
※原子力経済被害担当大臣（経済産業大臣）は、国会対応中のため訪問できず

□内 容 ※要望活動順

（1）県選出国會議員説明会（8：15～9：30 ルポール麹町）

【会長（知事）あいさつ要旨】

- 被害は、広範囲、長期に及び相当の損害額になる。原賠法で対応できない部分も想定され、特別法による対応が必要。

【庄條副会長説明要旨】 ※協議会要望書を説明

- 県民は放射線の恐怖に長期間さらされ、事業継続の瀬戸際であり、地域社会・経済は危機的状況。不安と苛立ちは極限にある。
- この窮状からの救済のため、10項目を要望する。
- 重要なのは、東京電力、国による迅速かつ確実な賠償であり、国会議員の力添えを願いたい。
- 我々もオールふくしまの体制で対応していく。



【田中副会長代理発言要旨】

- 商工会は地域経済に貢献しているが、原子力事故により生活の糧が絶たれた。
- 避難生活は過酷であり、精神的、肉体的に限界。
- 復旧に当たって地元企業が利用されておらず、すべて中央の企業のもの。
- 東京電力が地場産業を企業責任で支援する必要がある。

【富塚副会長代理発言要旨】

- 市には何ひとつ決定権がない。国の情報が我々には伝えられていない。
- 原子力事故による上下水道、農業等への対応は、市職員ではなく、東京電力が責任をもって対応すべき。
- 家族、地域は崩壊の危機。特に若者が流出している。

【佐藤副会長発言要旨】

- 対応にはスピードが必要である。
- 仮設住宅の期限は2年となっているが、本当にそれで戻れるのか疑問がある。



【渡部恒三議員発言要旨】

- 東京電力の責任を徹底的に追及することが必要である。
- (県及び協議会の) 要望について、県選出国會議員で、(与野党問わず) 項目毎に担当者を決めて対応していくこととしたい。

(2) 自民党 (10:00~10:25 自民党本部)

対応者：谷垣総裁、大島副総裁、石破政調会長、岩城光英議員、佐藤正久議員、森まさこ議員 → 富塚副会長代理から要望書を手交

【谷垣総裁】

- 被害への救済には確定するまでに時間がかかる。そのため、東京電力に仮払いをさせる体制が必要であり、国による仮払法(平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律)を野党として提案している。
- 政府による機構法(原子力損害賠償支援機構法)は不十分である。
- 被災者の早期救済のため、大きなところでゴーサインを出していく。



【石破政調会長】

- 仮払法が参議院を通過した。福島県の立場を反映したもの。衆議院も通すよう玄葉大臣と調整(修正協議)しているところであり、来週中には成立する見込み。
- 原賠法も賠償範囲が小さく、国の責任が明確ではない。原賠法の見直しも併せて実施していく。

(3) 公明党 (11:25~12:00 公明党本部)

対応者：山口代表、石井政調会長他 → 富塚副会長代理から要望書を手交

【山口代表】

- 原賠法には不備がある。国の責任を認めていない。東京電力に責任を押しつけている。支払いの基準について政府が前面に立つ必要がある。
- 仮払法が参議院で可決した。今は、仮払いが必要。



【石井政調会長】

- 機構法案、仮払法案とも各々衆議院、参議院で審議中。本日から与野党による修正協議が始まったところであり、来週には成立させたい。

(4) 民主党 (13:00~13:20 国会内民主党幹事長室)

対応者：岡田幹事長 → 富塚副会長代理から要望書を手交

【岡田幹事長】

- 機構法案は、来週には（衆議院を）通過する見込み。
- 本格的な3次補正予算については、早く対応したい。

(5) 内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室 (15:00~15:30 経産省別館)

対応者：北川室長、竹谷参事官、伊藤企画官他 → 田中副会長代理から要望書を手交



【北川室長】

- 機構法案は来週衆議院の審議が終了する。8月中には成立させたい。また、二次補正予算で2兆円の枠を確保した。
- できるだけ早く損害賠償が進むよう取り組んでいく。

(6) 文部科学省藤木研究開発局長 (15:45~16:05 局長室)



対応者：藤木局長

→ 佐藤副会長から要望書を手交

【藤木局長】

- 要望内容はよく分かる。できるだけ早く対応したい。賠償関連法案については、国会でも与野党ともに早く進めようという動きになってきている。

(7) 首相官邸 (16:40~17:00 首相官邸3階南会議室)

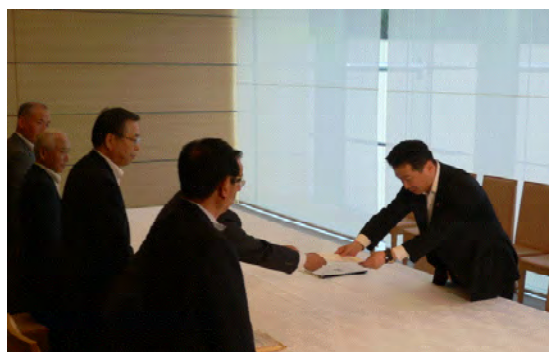
対応者：菅内閣総理大臣、福山官房副長官 → 庄條副会長から要望書を手交

【福山官房副長官】

- 福島のリバウンド・復興については、2次補正予算で対応しているが、まだ十分ではない。
- 国、県、市町村、団体等と連携して避難している人の気持ちに寄り添って対応したい。

【菅内閣総理大臣】 ※途中から入室

- 牛の全頭検査や要望書に載っている事項について、やれることは何でもやる。
- 帰宅に向けてステップ2の進行管理、除染、モニタリングを確実に進めていく。



(8) 文部科学大臣 (17:25~17:50 大臣室)

対応者：高木大臣 → 佐藤副会長から要望書を手交



【高木大臣】

- 賠償の対象や範囲を示す指針については、今月中に全体像を示せるよう急いでいる。肉牛セシウム汚染の問題についても検討している。
- 仮払いは遅く、少額である。機構法で東京電力が賠償できるようにしていく。原賠法とは補完関係にある。
- 和解までは簡単ではないため、知恵を出して団体、地域毎にまとまってほしい。
- 原子力損害賠償紛争審査会は中立・公正な機関であるが、しっかりと話を聴きたい。